

ID: 244

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	登録の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市指定下水道工事店規則 第13条第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第142号		
【根拠条文】 (登録の更新及び更新講習) 第13条 責任技術者(みなし責任技術者を除く。)は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間満了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。 2 登録更新を受けようとする責任技術者(みなし責任技術者を除く。)は、下水道局が実施する更新講習を修了しなければならない。 3 登録更新を受けようとする責任技術者(みなし責任技術者を除く。)は、前項に規定する更新講習を修了した際に受ける責任技術資格者証の交付の日から起算して90日以内に、登録申請書に次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 住民票の一部の写し及び本人の写真 (2) 責任技術資格者証及びその写し 4 第11条第1項の規定は、登録更新について準用する。 5 前項の場合において、登録の開始の日については、責任技術資格者証の交付の日とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日